

クアハウスで体も心も健康に

「プールでゆっくりゆったり健康教室」を開催します



生 活習慣病の予防・改善に欠かせない運動。クアハウスでは、足腰に不安のある人でも水の特性を利用して無理なく運動ができる、プールでの体操教室を開催します。肩こりやむくみ、不眠などにも効果があります。ゆっくりと会話を楽しみながらプールを歩き、体も心も健康に保ちませんか。皆さんの申し込みをお待ちしています。

▶開催日

7月16日(水)、7月18日(金)、7月23日(水)、
7月25日(金)、7月30日(水)、8月1日(金)、
8月6日(水)、8月8日(金)

※1日のみの参加も可能です。

▶開催時間

13時30分～14時30分

▶教室の内容

▷足の指じゃんけん・つま先立ち・足上げ・振り子などの基本体操 ▷ふくらはぎ・腰・背中などのストレッチ ▷水中歩行 など

▶必要なもの

水着、スイミングキャップ、入場料（一般260円、70歳以上・障害者手帳をお持ちの人は160円）
※スイミングキャップのレンタルは1回50円です。

▶参加費

無料

▶申込方法

申込書に必要事項を記入し、クアハウスの窓口に出す

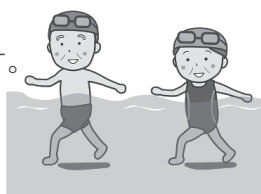
※申込書はクアハウスのほか、役場福祉環境課にも備えています。

▶交通手段のない人にも対応します

町内在住の希望者に、送迎サービスを行います。申込書を提出するときに、申し出ください

☎ クアハウスハピネス(☎82-5061)

☎ 役場福祉環境課高齢者支援係(☎82-1232)



65歳以上の皆さんへ

介護保険料額決定通知書を送付します

町 民税や世帯の状況などで決定した今年度の介護保険料額決定通知書を7月下旬に送付します。所得段階別の介護保険料は福岡県介護保険広域連合のホームページなどで確認ください。

▶介護保険料の納め方

- ▷年金からの天引き（特別徴収）
- ▷口座振替
- ▷納付書払い

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンやタブレットで読み取るとPayPay・d払い・auPayのほか、クレジットカードでも納付することができます

▶やむを得ない理由で納付できないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります

▶負担限度額認定証の有効期限は7月31日です

介護保険施設を利用するときの食費と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(木)です。引き続き施設利用が必要な場合は、申請手続きをしてください

●対象者 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の人で預貯金などの合計額が基準額以下の人

※8月利用分から基準額が変更になります。

●必要なもの 申請書、同意書、お持ちのすべての通帳などの写し

※配偶者がいる場合は配偶者の同意書とお持ちのすべての通帳などの写しも必要です。

●提出先 役場福祉環境課高齢者支援係

▶詐欺に注意しましょう

電話で役場職員などを名乗りATMで還付金の手続きを案内してお金をだましとる詐欺事件が発生しています。還付金がある場合は書面で通知しています。また、還付金を含め保険料に関して電話などで直接ATMの操作をお願いすることは絶対にありませんので、ご注意ください

☎ 役場福祉環境課高齢者支援係(☎82-1232)

福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部(☎49-1093)



↑福岡県介護保険広域連合のHPはコチラ



未来のために、みんなで投票！

第27回参議院議員通常選挙のお知らせ

任期満了に伴う参議院議員通常選挙の日程が決まりましたのでお知らせします。

▶投票日 **7月20日(日) 7時～18時**

▶投票できる人 平成19年7月21日までに生まれた満18歳以上の人

▶期日前投票

▷期間 **7月4日(金)～19日(土) 8時30分～20時**

▷場所 役場1階特1会議室

※期日前投票をする人は、事前に入場券の裏面に住所や氏名などを記入し持参ください。

▶不在者投票

不在者投票施設として指定されている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、その病院や施設で投票ができます。また、選挙期間中に仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先市区町村の選挙管理委員会で投票ができます

※詳しくは町ホームページで確認ください。

☎ 添田町選挙管理委員会(☎82-1231)



令和7年度分の免除申請を受け付けています

国民年金には保険料を免除する制度があります

経 済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除や猶予を受けずに保険料未納の状態が続くと、将来老齢基礎年金を受け取れない場合や万一のときに障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

▶令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月分）の免除申請は7月1日からです

承認まで1か月程度かかりますので、申請が必要な人は早めの申請をお願いします

▶手続きに必要なもの

▷年金手帳など基礎年金番号がわかるもの ▷退職（失業）を理由とするときは「雇用保険被保険者離職票」などの写し ▷学生納付特例制度を申請する場合は在学証明書または学生証

▶電子申請が便利です

マイナポータルを利用して、24時間いつでもどこからでも免除や猶予の申請ができます。電子申請の詳細は日本年金機構のホームページで確認ください。

☎ 役場住民課保険年金係(☎82-5966)



がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

令和8年度分の要望を受け付けます

土 砂災害から生命や財産を守るため、がけ地崩壊などのおそれがある地域に住んでいる人を対象に、危険区域内にある既存の住宅除去などの費用の一部を補助する制度があります。現在、令和8年度分の要望を受け付けていますので、希望する場合は、10月24日(金)までに申し出ください。

【補助金の詳細】

▷危険住宅除却事業 危険住宅の撤去費、動産移転費などの費用に対し、1戸あたり上限97万5千円を補助します

▷代替住宅建設等事業 危険住宅に代わる住宅の建設（購入、必要な土地の取得を含む）や改修をするための資金を金融機関などから借入れた場合、借入金の利子相当額（借入れ利率年8.5%を限度とし、1戸あたりの上限は建物325万円、土地96万円）を補助します

※補助対象となる家屋には、土砂災害特別警戒区域内の建物など複数の要件があります。詳しくは問い合わせください。

☎ 役場防災管財課防災安全係(☎82-4002)

